

< 平成 22 年度事業報告概要 >

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心とした甚大な被害と原子力発電所に深刻な事態をもたらし、過去に例をみない、まさに未曾有の大災害となっており、この国難を乗り切るため、国家の総力を挙げた取り組みが求められているなか、本協議会においても復興支援に関する取り組みが求められている。

多摩市内においては、多摩ニュータウンの第 1 次入居から 40 年を経過するなか、同世代の住民が一斉に入居したことにより、高齢化率が 20% を超える状況となっていることから、本協議会が地域福祉の推進役として、今まで以上に福祉サービスの充実を図るとともに、災害時における役割についても強く求められてきている。

このようななかで、平成 22 年度で最終年度をむかえた「第 2 次地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進を始めとして各種事業の推進を図ってきたが、福祉を取り巻く環境の変化を十分に踏まえ、今後の事業を効果的・効率的に実施するため、多摩市第 3 次地域福祉活動計画を策定した。

1 地域福祉の推進事業の拡大と充実

地域の生活課題は、地域の住民自らで解決していく仕組みとして、市内を 10 エリアに分け、20 年度から地域展開を進めている。

平成 21 年度中に、馬引沢・諏訪地区地域懇談会、貝取・豊ヶ丘地区地域福祉推進委員会（ネットワーク貝取・豊ヶ丘きずな）が立ち上がるなど、懇談会・推進委員会あわせて 6 エリアとなっている。また、その他のエリアにおいても、コミュニティセンター運営協議会との連携や地域のイベントに参加し、今後の地域福祉の推進につなげる活動を行った。

2 多摩ボランティアセンターの機能強化

3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の復興支援策の取り組みとしては、今後のあらゆる支援要請に備えボランティア登録を開始した。

また、多摩市において救援物資の受け付け窓口を設置したことから、運営

業務を本協議会ボランティアセンターで行った。

また、地域における生活福祉課題の解決や、ボランティアニーズの充足に向け、積極的に地域に出向き、福祉分野はもとより、災害を始めとした広範囲に亘る事業展開及び市民活動支援に取り組んだ。

3 権利擁護センターの設置

平成21年10月1日に権利擁護センターを設置し、福祉サービスの利用促進や成年後見制度の活用を含む包括的な支援を進めた。

支援が必要な高齢者及び心身障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、本人との契約に基づく福祉サービスを行った。

また、本協議会と多摩市において、今後、増加が予測される独居高齢者の財産保管等を図ることを目的とした緊急事務管理（保管）を実施すべく覚書を取り交わし、関係機関との連携を進め権利擁護事業の充実を図った。

4 相談事業等の充実

平成21年度から認定された指定相談支援事業として、障がい者相談支援事業の充実と関係機関との連携を図った。

さらに、障がい者相談支援事業と連携し、社会福祉協議会の総合相談の充実を図り、本協議会内での連携とあわせて、相談関係機関との密な連携を図り、住民との相談事業を図った。

5 第3次地域福祉活動計画の策定

地域の福祉事業を計画的に実施するため、平成17年度から平成22年度までの「多摩市第2次地域福祉活動計画（改訂版）」に基づき、地域福祉の推進を図ってきたが、福祉を取り巻く環境の変化を十分に踏まえたうえで、平成23年度以降の事業を効果的、効率的に実施するため、多摩市第3次地域福祉活動計画を策定した。